

〔訂正〕7月1日付で資料提供した資料に誤りがありましたので修正しました（7月1日修正）。

修正箇所：2ページ「6資料の閲覧」の広島県ホームページのリンク先

資料提供 令和6年7月1日 課名：県民活動課 担当者：中村 内線：2739 電話：082-513-2740(ダイヤル)
--

「広島県青少年健全育成条例」改正素案に係る県民意見の募集 (パブリックコメント)の実施について

1 要旨・目的

青少年の性被害防止対策の強化及び青少年のインターネット利用環境整備を図るため、広島県青少年健全育成条例（以下「条例」という。）の一部を改正することとし、この度、改正素案をとりまとめたので、県民からの御意見を幅広く募集します。

2 募集内容

広島県青少年健全育成条例改正素案に関する御意見（概要は別添のとおり）

3 募集期間

令和6年7月1日（月）～令和6年7月31日（水）
（郵送の場合は、7月31日の消印有効）

4 意見の提出方法

「御意見記入用紙」※に住所（市区町名まで）、年齢及び御意見を記入して、次のいずれかの方法により提出してください。御意見を正確に把握するため、電話による御意見の受付は行っておりません。

【郵送】 〒730-8511 広島市中区基町10-52 広島県環境県民局県民活動課

【ファクシミリ】 082-511-2173

【電子メール】 kankatsudo@pref.hiroshima.lg.jp
（件名に「【広島県青少年健全育成条例改正素案に関する意見】」と記入してください。）

【電子申請】 https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=15788

※「御意見記入用紙」は、県ホームページから取り出して入手してください。

5 提出された御意見・個人情報の取扱い

お寄せいただいた御意見は、条例策定の参考とします。

御意見に対する個別の回答は行いませんが、個人が識別される情報を除いた上で、同趣旨の内容をまとめ、御意見に対する県の考え方として県ホームページで公表する場合があります。

6 資料の閲覧

- (1) 広島県ホームページ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/43/seishounenjoure.html>

本件に係る【県民意見募集（パブリックコメント）】のページ

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/soshiki/43/seishounenjoure.html>

- (2) 閲覧場所

機 関 名	所在地	電 話
行政情報コーナー（県庁南館 1 階）	広島市中区基町 10-52	082-513-2380
環境県民局県民活動課（県庁南館 3 階）		082-513-2740
西部総務事務所 総務課		082-513-5483
西部総務事務所 総務第二課	廿日市市桜尾本町 11-1	0829-32-1141
西部総務事務所呉支所 総務課	呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400
西部総務事務所東広島支所 総務課	東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911
東部総務事務所 総務課	福山市三吉町 1-1-1	084-921-1311
東部総務事務所 総務第二課	尾道市古浜町 26-12	0848-25-2011
北部総務事務所 総務課	三次市十日市東 4-6-1	0824-63-5181
北部総務事務所 総務第二課	庄原市東本町 1-4-1	0824-72-2015

※ 行政情報コーナーを除く閲覧場所は、土曜、日曜、祝日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分まで（ただし、12 時から 13 時を除く）

※ 行政情報コーナーは、土曜、日曜、祝日を除く 8 時 45 分から 17 時まで

「広島県青少年健全育成条例」改正素案の概要

1 改正の趣旨

- インターネット利用の低年齢化等を背景に、SNS で知り合った相手と会って被害に遭う事例や、相手の求めに応じて性的な姿態を撮影した画像を提供させられる等の被害が高校生等を含む若年者に多発している。
- こうした現状に対し、刑法において、16 歳未満に対する面会要求罪（映像送信要求罪を含む。）が設けられ、また、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律において児童ポルノの製造は処罰されるものの、提供要求行為の禁止規定はないことを踏まえ、18 歳未満の青少年を保護する観点から、被害の未然防止を図るための規制及び罰則の新設を行う。
- また、本条例は、青少年の健全な育成を図ることを目的として、そのために、健全育成を阻害するような有害な社会環境や行為から青少年を保護する責任を大人に求めるものであり、違反行為をした青少年を罰することは条例の本旨ではないため、青少年（18 歳未満）への罰則適用について、社会情勢を踏まえて見直す。
- 併せて、青少年がインターネットを介した被害に遭うことを防止するため、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の規定を補完して、保護者に対し、フィルタリングを利用しない場合における具体的な手続規定を設ける等、フィルタリングの利用促進を図るための所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 青少年の性被害防止対策の強化

ア 淫行・わいせつ行為の勧誘等の規制

改正内容	規制	青少年（18 歳未満）に対して淫行・わいせつ行為（条例第 39 条）を行うよう勧誘、又は強要することを禁止する規定を新設する。
	罰則	規定に違反：6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金

イ 性的な画像等（児童ポルノ等）の提供要求行為の規制

改正内容	規制	青少年（18 歳未満）に対する性的な画像等（児童ポルノ禁止法の児童ポルノ及び電磁的記録）の提供要求行為を禁止する規定を新設する。
	罰則	規定に違反：30 万円以下の罰金

(2) 青少年（18 歳未満）への罰則適用の見直し

改正内容	条例の罰則を青少年（18 歳未満）に対しては適用しない旨の規定を新設する。
------	---------------------------------------

(3) 青少年のインターネット利用環境の整備（フィルタリングに関する規制）

現行	インターネット利用に係る保護者や事業者等の努力義務を規定	
改正内容	規制	青少年が利用する携帯電話端末等の契約に関する規定を新設する。 ① 保護者に対し、フィルタリングを利用しない場合、規則で定める理由を記載した書面提出の義務化 ② 事業者に対し、説明書の交付義務化、提出された書面の保存義務化 ③ ②に違反した事業者への勧告、勧告に従わない場合の公表
	罰則	なし